

埼玉県警察被害少年カウンセリングアドバイザーに対する報償金の支給基準について

令和3年4月1日

少 第 138 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察被害少年カウンセリングアドバイザーに対する報償金の支給基準について（通達）

被害少年に対する継続的支援実施要綱（平成23年少第628号）第7(4)の規定に基づき、埼玉県警察被害少年カウンセリングアドバイザーに対する報償金の支給基準等を次のとおり定め、令和3年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

1 支給基準等

(1) 支払基準

報償金は、1時間当たり7,900円とする。

なお、1回の実施につき1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切捨て、30分以上は切上げとする。

(2) 支給方法

報償金は、1か月の勤務分を取りまとめて翌月10日から15日までの間に支給する。

2 所得税の徴収

報償金の所得税は、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の乙欄を適用する。

3 支給手続

報償金を支給するときは、被害少年カウンセリングアドバイザー報償金支給内訳調書（別記様式1）及び被害少年カウンセリングアドバイザー助言実施証明書（別記様式2）を作成すること。

実施日

この通達は、令和3年4月1日から実施する。

別記様式1 (3関係)

被害少年カウンセリングアドバイザー報償金支給内訳調書 (年 月分)

氏 名	債権者 コード	銀行名 支店名	種 別 口座番号	口座名義人 (カナ)	支給総額	所得税	差引支給額
合 計							

別記様式2（3関係）

被害少年カウンセリングアドバイザー助言実施証明書（ 年 月分）

氏名	住所	実施日	実施時間
			時間 分
			時間 分

上記のとおり、被害少年カウンセリングアドバイザーによる助言活動を実施したことを証明する。

年 月 日

生活安全部少年課長

警視